



令和7年度きりゅう暮らし応援事業について

本市への移住・定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため令和7年度きりゅう暮らし応援事業を実施いたします。

このうち、「**移住者住宅取得助成**」は、現行の「住宅取得応援助成」に代えて、新たに**移住者を対象とした住宅取得助成**として創設するものです。

■事業概要

別紙「令和7年度きりゅう暮らし応援事業の事業概要について」をご参照ください。

■令和6年度との主な変更点

1. 移住者住宅取得応援助成

*現行の住宅取得応援助成に代えて、移住者に限定した助成制度として創設
(※住宅取得応援助成は、令和7年3月31日(月)で申請受付を終了します。)

2. 住宅リフォーム助成

*制度内容に変更なし。

予算拡充(4,000万円から5,000万円に増額)

3. 空き家利活用助成

*制度内容の変更なし

4. 空き家除却助成

*制度内容の変更なし

■申請受付開始日

住宅リフォーム助成	令和7年4月21日(月)
空き家利活用助成	
空き家除却助成	
移住者住宅取得助成	令和7年7月1日(火)



問い合わせ

都市整備部 建築住宅課 住宅係 担当：中鉢

TEL 0277-48-9029 内線1738

空き家対策室 空き家活用係 担当：松島

TEL 0277-48-9036 内線1756